

盛岡保健所長告示第 13 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 17 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

1 訪問看護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312110331	雫石町立雫石病院	岩手郡雫石町万田渡 74 番地 1	平成 19 年 3 月 31 日

2 訪問リハビリテーション

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312110331	雫石町立雫石病院	岩手郡雫石町万田渡 74 番地 1	平成 19 年 3 月 31 日

3 居宅療養管理指導

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312110331	雫石町立雫石病院	岩手郡雫石町万田渡 74 番地 1	平成 19 年 3 月 31 日